

~ 職場での労働関係のトラブルでお困りの方へ~

労働相談や個別労働紛争解決には、下記の機関・団体をご利用ください。

トラブル解決のために、以下のような方法を選択できます。

まずは相談したい

お話を伺い、解決に向けてアドバイスします。

簡易・迅速な話合いにより 解決したい

第三者が間に入り、当事者双方の主張 を伺い、話合いによる解決のお手伝い をします。

【行政機関】

- ① 国(厚生労働省)
- ・都道府県労働局等 総合労働相談コーナー
- ② 都道府県(※1)
- ・労働委員会
- ・労働相談センター等の労働相談窓口
- ③【民間団体】(※2)
- 日本司法支援センター(法テラス)(相談のみ)
- 都道府県弁護士会
- 都道府県社会保険労務士会
- 都道府県司法書士会
- 日本産業カウンセラー協会支部

<u>裁判所に法に則り</u> 判断してもらいたい

当事者双方の主張・立証に基 づき裁判官等が最終的に判断 等を行います。

【裁判所】

- ●簡易裁判所
 - ④ 民事調停
 - ⑤ 少額訴訟
 - ⑦ 民事訴訟
- ●地方裁判所
 - ⑥ 労働審判
 - ⑦ 民事訴訟

民事調停と 労働審判は、 話合いにより 解決を目指 します。



裁判外の制度で解決しなかった 場合にも、裁判所の手続を利用 することが可能です。

- (※1) 労働委員会と労働相談センター等のいずれで実施しているか、また労働相談窓口の名称は都道府県により異なります。
- (※2)各都道府県によって、実施状況が異なる場合があります。
- *各機関・団体の実施するサービス、制度の詳細については、各機関・団体にお問い合わせください。

選択する際のチェックポイント

~ 以下のような視点を参考にしてください ~

行政機関・民間団体による相談・解決

- ・労働関係の専門家などに第三者として間に入ってもらい、 話合いで解決する制度です。
- ・手続は非公開です。
- ・手続にかかる時間は、比較的短期間です。
- ・話合いで解決するために、お互いに主張内容の譲歩が求 められることがあります。
- ・相手方が話合いに応じない場合や合意に至らない場合に は手続終了となります。

裁判所による解決

- ・当事者双方の主張・立証に基づき裁判官等が最終的に 判断等を行う制度です。
- ・訴訟の場合、手続は公開が基本となります。
- ・法律上の権利義務に関する主張書面や証拠書類の提出 を求められる場合が多いです。
- ・解決までに一定の時間がかかることがあります。
- ・手続費用や代理人を選任した場合の費用等の金銭的な 負担がかかる場合があります。

各個別労働紛争解決制度の特徴

実施主体	①【国】都道府県労働局 (紛争調整委員会)		②【都道府県】 ※自治体により名称、 実施概要等が異なる場合があります。		③【民間団体】 弁護士会、 社会保険労務士会、司法 書士会、	【裁判所】			
						4 民事調停 (簡易裁判所)	⑤ 少額訴訟 (簡易裁判所)	⑥ 労働審判 (地方裁判所)	②民事訴訟 (地方裁判所・
	あっせん	調停	労働委員会の あっせん	労働相談 センター等の	□ 日本産業カウンセラー協会				簡易裁判所)
	※解雇、いじめ 等の労働紛争	※性差別、 セクハラ等		あっせん	※あっせん、調停、 仲裁		※60万円以下の 金銭の支払		※140万円以下の金銭の支 払は簡裁、140万円超 の金銭の支払は地裁
実施体制	紛争調整委員(弁 護士等) (1人)	調停委員(弁護士 等) (1人又は3人)	あっせん委員会(公 労使のあっせん委員 各1人)	職員(1人)等	弁護士、社労士、司法書士、 産業カウンセラー等		裁判官1人 (司法委員(※) が関与する場合あり) ※一般市民から選ばれ、参 考意見の陳述等を行う。	労働審判委員会(労働審判官(裁判官)1人と労働審判員(労使)2人)	裁判官(簡裁では司法委 員が関与する場合あり)
手続	話合いによる合意	調停案の受諾を勧 告	話合いによる合意	話合いによる 合意	話合いによる合意 又は 仲裁人による判断	話合いによる 合意(不調の場合に裁 判所による決定の可能 性)	裁判所の判決(話合いによ る解決も可能)	話合いによる合意 不調の場合は労働審判委員 会の審判	裁判所の判決(話合いによ る解決も可能)
相手方の 手続参加	任意 (不参加の場合には手続終了)					正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり	正当な理由なく不出頭の場合、過料	主張書面を提出せず不出頭の場合、原告の主張を認めたものとみなされる可能性あり
合意・裁判 の内容 の効力	合意内容は民法上の 合意内容は民法上の 約(強制執行不可) 仲裁判断は裁判所の 強制執行が可能					合意内容は裁判上の和解と同じ効力(強制執行が可能)	和解・判決 (強制執行が可能)	合意内容や審判は裁判上の和解と同じ効力(強制執行が可能)	和解・判決 (強制執行が可能)
費用	無料 有料(一部無料)					有料			
公開の有無	非公開					非公開	公開	非公開	公開
代理人の選任	弁護士の選任は必要的ではない					弁護士の選任は必要的ではない 選任することが多い(要費用)			
書面等の 準備	申請書(申立書) (必要に応じて証拠書類)					申立書、証拠書類	口頭による訴えも可能、証拠 は即時に取り調べられるものに 限定	申立書等の主張書面、証拠書 類の提出が必要	訴状等の主張書面、証拠書 類の提出が必要
処理期間	原則1回 2か月以内が78.2%	1回〜複数回おおむね3か月以内に終了	1回~複数回 2か月以内が64.5%	複数回可能 49日以内が71.5%	回数の制限はない 弁護士会:平均3回程度(4	通常2、3回開かれ、3か 月以内に終了	原則1回で終了	原則3回以内で終了 平均3か 月	平均17.2か月 (地裁)

(4年)

(4年)

3,208件

6,594件

(労働以外含む)

(4年)

(4年)

(4年)

*3,2*98件 (地裁)

処理期間

新規係属

件数

(4年度)

3,492件

(4年度)

に終了

469件

(4年度)

(4年度)

233件

(44労委)

(4年度)

(4年度)

413件

(5都府県)

(4年度)

年度)

の紛争のみ)

(4年度)

社労士会:52件

弁護士会: 42件(職場

25,789件

(労働以外含む)

(4年)